東由利村報

発行所
東由利村役場

役場便り

東由利村議会

一、八月二十九日東由利村役場において村議会臨時会を開く
二、会議事件は左のとおりである
議案第一号専決処分の承認を求めるについて
1、資金運用部資金の債務承継の件
2、昭和三十年度東由利村暫定予算について
3、公平委員会の事務の委託に関する件
4、昭和三十年度東由利村追加暫定予算について
5、昭和三十年度東由利村法内小学校応急措置費特別会計歳入歳出予算について
議案第二号下郷財産区管理委員選任について同意を求める件
次の者は下郷財産区管理委員に選任された
歳　阿部長太郎
〃　小笠原彦次
老方　小松悌太郎
〃　畠山忠太郎
法内　遠藤吉三郎
宿　大庭　寅松
〃　小野　繁記
議案第三号玉米財産区管理委員選任について同意を求める件
次の者は玉米財産区管理委員に選任された
館合　小松　栄男
〃　佐藤徳三郎
〃　佐藤与吉郎
〃　小松与惣雄
田代　鈴木　覚
〃　渡辺　与七
黒淵　佐藤　文助
議案第四号一時借入金について
議案第五号東由利村農業委員会の委員の推薦について
次の者は農業委員会の委員に推薦された。
老方　小野嘉一郎
法内　遠藤徳太郎
館合　小松　栄男

村議会

一、九月二十一日東由利村役場において村議会臨時会を開く
二、会議事件
議案第一号専決処分の承認を求めるについて
1、蔵小学校改築事業費起債について
議案第二号昭和三十年度東由利村追加暫定予算
1、法内小学校火災復旧建築費
議案第三号官木払下申請について
法内小学校火災復旧建築事業用材官木払下申請
議案第四号法内小学校火災復旧建築事業費起債について
議案第五号葉煙草収納所建設方意見書提出について

村議会協議会及常任委員会その他

一、九月十二日
（村内一般視察）
新村発足後議会は村内一般の実情を知る必要からして村内巡視を計画す、全議員は三輪車にて村内を一巡し産業、経済、道路、学校等部落の実情を視察して今後村行政資料に大いに役立せた
二、九月十三日
（土木委員会）
玉米支所において土木委員会を開き
1、昭和三十年度土木一般予算について
2、笹倉林道及黒沢林道について
三、九月十七日
（村議会協議会）
玉米支所において村議会全員協議会を開く
四、九月二十日
（教育民生委員会）
東由利村役場において教育民生委員会を開く
1、法内小学校火災復旧建築について
五、九月二十六日
左記請負契約について正副議長及各常任委員長出席す
1、法内小学校建築工事
2、笹倉林道及黒沢林道工事

地方税法の一部が改められました

第二十二特別国会で、地方税法の一部が改正され、またこれに伴う政令の一部も改正を見て去る八月一日公布施行されたのですが、その中で主として村税に関する部分の要点を説明します。

一　村民税

(イ)扶養親族の範囲が、繰所得税額が四万円以下のもの（現行三万五千円、但し三十年度三万八千八百円）に改められた。これは所得税法のそれと一致させたものです。

(ロ)給与所得者の繰所得金額を算出する場合、従来所得税法上の勤労控除百分の十五があつただけでしたが、更に百分の五に相当する額つまり合計して「百分の二十」の相当額（総額が八万円をこえることとなつた場合は八万円）が控除されることとなり、三十一年度から適用されます。

(ハ)給与所得者の場合、従来所得税額が四万円以下のものは原則として「特別徴収」の方法によることとされ、これも明年度から適用されます。特別徴収というのは所得税の源泉徴収の方法と同じで年間の村民税の十分の一ずつを六月から毎月、給料の支払者が給料から天引して徴収し、村に納入します。この場合その人に給与所得以外の所得があり、かつ本人の申出があれば、その部分については普通徴収の方法で徴収するよう定められています。

(ニ)法人では、均等割も申告納付の方法に変り、また法人税割では今度の法人税の税率引下げによつて法人税額が減ずることとなり、従つて法人税額を課税標準としている村民税の法人税割が減収することを救済する必要上標準税率が百分の八（現行は七、五）制限税率が九、七（現行九、〇）に引上げられて七月一日から適用されます。

(ホ)村民税における課税標準額の端数計算は百円（現行一円）未満、税額では十円（現行一円）未満が切捨てられます。

二　固定資産税

(イ)固定資産の評価は、土地家屋については昭和三十一年度、三十三年度、以後三年毎に「基準年度」と称する年度が設けられ、原則としてこの基準年度から次の基準年度までは課税標準価格を据えおくこととなりました。

(ロ)基準年度から第二第三年度は基準年度の賦課期日の価格で評価されますが、ここで問題となるのはその間で地目の変換や家屋の改築損壊等の事情を生ずる場合ですがこれは、それに類する土地、家屋の基準年度の価格に比準する価格で評価されます。第二、第三年度で新たに固定資産税を課することとなる土地、家屋についても同様です。

その何れの場合も村長は課税台帳に登録する一方納税義務者に通知することを要するし、この部分については縦覧ができ、審査の請求もできます。

(ハ)償却資産については従前通りです。

三　自転車荷車税

道路運送車輌法における自動車の範囲が変つて、その一部が原動機付自転車となつたので原動機付自転車の標準税率が今まで全部五百円であつたが

一二五～九〇CC　千円
九〇～五〇〃　八百円
五〇CC以下　五百円

に改められました。この千円に該当する車が従来自動車として取扱われ県税を課せられていたもので、泥除けの前後部に白線で三角と半円の標識を付けています

四　たばこ消費税

村のたばこ消費税の税率が現行百十五分の十（百分の八、六九）が百分の九に僅かに引上げられました。

五　その他

延滞金、延滞加算金、還付充当加算金等の利子的性格をもつものの計算の場合の率が日歩三銭（現行四銭）に引下げられています。

六　県税の改正で特に一般の人に関係のあるものでは不動産取得税に「免税点」が新設されたことです。課税標準額が

土地の取得　一万円
家屋取得の新築　十万円
〃　その他　五万円

に満たないものは課税されないことになつたので、例えば住宅を建築したとき、百万円を控除して課税標準額が算定されるから、家屋の価格から百万円を控除し残額が十万円をこえないと税金を納めなくて済みます

勧業だより

果樹苗木の斡旋について

近く果樹苗木の希望を取まとめて斡旋いたします。希望の方は各部落増産班長さんを通じて役場又は支所に申込んでください。

水稲多収穫品評会について

昭和三十年度旧下郷地区水稲多収穫品評会は七〇点の出品にて各群に分れその覇を競う事になりましたが刈取審査は十九日から実施されます。

本年は近年にない大豊作でありその結果は相当の多収が表はれるものと期待されて居ります。

水稲種子を更新しよう

水稲の種子は同一品種と雖も年々更新する事によつて増産出来るのです各地の篤農家の稲を良く見て巡り優良な稲の種子は遠慮なく分譲して戴いて明年の増産に備えませう

採種生産の種子は各増産班長さんがその希望を取まとめ中です。希望する方は班長さんを通じて申込んでください。

米穀移動許可願いの一部改正について

昭和三十年九月一日を以つて地方事務所が廃止となりこれまで米穀移動許可の事務を同年九月一日秋田県規則第三十六号を以つて米穀移動許可の一部事務を市町村長が行うことになりました。

この事務は支所のある市町村は本庁においてこの事務を行うことになりました。

米穀移動許可に当つて当該人の許可願が妥当とみとめた場合により市町村長が許可証を交付するようになつて居ります。

許可願いに当つて携行と輸送の二種に別れて居り許可願いを提出する前にあらかじめ携行か輸送かの別を決定し許可願いを提出されるように改正されましたからお知らせします。

尚米穀移動許可と言つてもたんに米穀だけを輸送させるものでなく本人が転出かあるいは旅行等の場合（生産世帯は保有量消費世帯は転出月の配給量）に許可されるのですから申し添えます。

好調な予約第一期早場米

入庫数四、〇六二俵

去る九月三十日にて第一期早場米はメ切られたが、本年の異例の好天を裏書きしてか、本村の入庫総数量は四、〇六二俵（一六二四、八石）の好成績である。

予約制度は本年度から実施されたことは周知のことであるが、県が示した本村への期待量は一四五二五、一石、これに対する予約量は一六一五三、二石で、はるかに上まわつている。

この全予約数から第一期早場米の率を出してみると一〇・〇五％、まずは好調なすべり出しである。

参考までに、各農協単位のこれら数字を表にしてみますと次のようになる。

農協名	期待量	予約量	第一期早場米
玉米	三五二九、四石	五五八〇、〇石（一六、四二〇俵）	一〇八四俵
老方	三三五、一〃	二六七五、二〃（六、六八〇俵）	七六〇〃
中央	三六五〇、九〃	三八四〇、〇〃（九、六〇〇俵）	一五七三〃
下郷	二九四一、七〃	三〇二四、〇〃（七、五六〇俵）	六四五〃

十月より

秋季予防接種始まる

伝染病予防法に従つて実施される予防注射の効果の大きいことは云うまでもない。他に発生しているジフテリヤ等についても、本村にないのがその一つである

十月よりジフテリヤ、百日咳、種痘の秋季予防接種が実施されるから、該当者は必ずこれを受けるようにされたい。

なおこれらの実施予定日は次のとうりである。

【下郷地区】
百日咳　②　十月　五日より
〃　③　十月三十一日より
ジフテリヤ　①　十月　十一日より
〃　②　十月二十四日より
〃　③

種痘　十一月　八日より
〃　十一月十五日より
検診　十一月廿一日より

【玉米地区】
十月下旬より実施

サイレンの時刻を改正する

十月一日よりサイレンの時刻を次の通り改正致しまず

朝　午前六時（従前通り）
昼　午前十一時三十分（従前通り）
晩　午後五時（六時を五時に改正）

農業委員会便り

農業委員 作況調査を行う

新村の稲作作況の実態を調査し作米の促進と今後の生産指導の基礎にする目的で九月二十七日午前七時より全村作況調査をなし午後四時半多大の参考資料を得て終了した。

作況調査委員左の如し

智若鶴　佐藤仁左工門
時下の沢　佐藤源吉
柴倉　小松弥一郎
新田　高橋重助
老方　小野嘉一郎
老方　佐藤己之松
新田　太田勇一
新処　遠藤徳太郎
大琴　佐々木宇一郎

外勧業係農委職員

選挙

基本選挙人名簿について

基本選挙人名簿は、御承知のように、毎年九月十五日現在でこれを調製しますが脱洩者のないようにするため、本年から「調査票」を作り、部落長や駐在員の点検をうけて加除をして貰いこれに基いて名簿を作る方法を採りました。

名簿に登録する資格は、本年は「本年六月十六日以前から本村に住所があつて九月十五日に現在する人で昭和十年十二月二十一日以前に生れた人」ということになります。ですから九月十五日迄に村外へ転出した人や九月十五日に村内に住所があつても六月十七日以後に他から転入した人は登録できません。反対に、六月十六日以前から居住した人であれば九月十六日後に転出しても一応は登録することになります。年令だけは十二月二十日の確定日で計算します。

「調査票」は続々役場に戻つて来ていますから、これから名簿の調製を行い、十一月五日から十五日間、役場と支所で執務時間中は縦覧に供しますから、念のために必ず御覧下さるようお願いします。

郵便物取扱の一部改正について

郵便物取扱規則第八五条により昭和三十年十月一日より左記当村関係部落の取扱が改正せられたからお知らせ致します。

◎配達停止部落
法内字東海林
宿字一ノ沢
館合字大石沢
〃　田ノ沢
〃　ヒロ野
田代字八塩山

◎毎年十二月から三月末日までの四ケ月間停止部落
老方字中ノ沢
〃　蒲合
館合字善得
〃　小松沢
田代字島井沢
本荘市三ッ方森

各関係部落の郵便物は局に二ケ月間保管して置く事になつています。そこで部落より取次所を局に申請致しますとそのように取扱う事になつていますから取次所を申請する事を要望致します。

教育委員会便り

学校建築工事進捗状況

1、宿小学校増築工事は、四月以来請負者佐藤要次氏により工事着工の処このほど竣工を見、約五百数名の御列席のもと本月三日午前十時落成式を挙行す。

まず小野氏の工事報告、村長より工事功労者へ感謝状を贈呈続いて式辞、来賓議会議長の祝辞、教育委員会学校長地元民代表等の謝辞があり十一時四十分終了続いて祝賀会あり盛会を以つて午後四時散会せり

2、蔵小学校も工事が順調に進捗せられ目下九五%の出来高を見せ請負氏によれば本月末竣工の予定と誠意を示しています。

玉米小学校々舎は明治四二年建築にして大分老朽し、請負者佐藤重次郎氏により校舎補強及模様替工事を工費三、五〇〇、〇〇〇円を以つて七月以来着工のところ順調に工事は進捗せられ新校舎以上の近代的校舎に補強され本月中竣工予定児童の喜びを見るに至つた。

4、法内小学校建築工事については地元民の出役作業約六〇〇〇人により敷地の拡張及道路約三〇〇メートル新設完成せられ去る二十一日大沼一広氏に二、六八〇、〇〇〇円を以つて入札の結果請負契約をなし目下基礎資材の運搬作業中尚一両日中大工の切込作業に着工の予定

教育委員会
臨時委員会八月十八日
案件　法内小学校廃止及通学区域を全部蔵小学校区域とする件

右案は、投票の決果三票対二票を以つて原案通り議決した。

協議会　八月二十八日
教育委員会では法内小学校焼失による法内小学校諸問題について議会及教育委員会合同会議を以つて、次後対策基本方針について協議会を開催す

協議会の大要
地元部落の提共せる敷地内に早急再建する事に多数意見が一致せり

教育委員会　九月四日
案件
一、法内小学校再建考慮の件　佐藤謙吉提案
左の通り議決せり
①法内小学校通学区域を全部蔵小学校の区域とする件は先に、本村合併に際し推進協議会の議定せる当該事項を一応考慮し時期早尚と認め無効とす
②法内小学校再建の件
本案は、本村将来の学校及校舎の廃止統合を考慮し次の規模のもとに法内字上苗代沢二二番地外二筆に建築する事に決定
③法内小学校再建築について教育委員会の議定せる範囲に於ての一切の執行を村長に委任する事に決定せり
❖建築規模について
一、校舎二階建一三二坪
一、体操場平屋　五一坪
一、当直室水屋便所　水浴場昇降口　三坪
計二一四坪余
二、法内小学校応急措置費特別会計歳出予算配当について
（原案通り議決）
三、暫定予算見積について
（原案通り議決）
四、教職員辞令
①老方小学校補充講師八島保八月二十日退職を命ず
②玉米中学校小使川田政吉九月十二日付願いにより退職を命ず
③住吉小学校
教諭　小野実
願いにより療養を許可す
④蔵小学校
教諭　大竹鉱子
願いより産休を許可す
以上

東由利村公民館
審議委員会　九月十日
案件
一、昭和三十年度、敬老会実施について
二、新村祝賀記念素人のど自慢大会決果報告
三、巡回映画実施運営等について
四、本月映写実施について
五、その他事業計画と、事業報告について

原水爆禁止

世界大会に参加して

石渡力造

原水爆禁止世界大会は被爆十年の広島市で八月六、七、八日の三日間開かれましたこの歴史的な大会に村当局始め皆様の絶大なお力ぞえに依つて出席出来ました事を心から深く感謝致します。

「三度許すまじ原爆を」只この一つの目的のために北から南から相会した各団体代表約五千人又集つた外国代表は思想、人種、宗教の差別を超えて十六ケ国五十四名に原爆乙女には泣かされてしまいました。青春の夢も豊みも総てを諦め毎日死の恐怖におのゝき、此の暗い運命をそしてこの苦しみを三日間国内国外代表と共に卒直に平和を論じ語り合い特に多くの被爆者からきかされた生々しい原爆の惨禍には涙なくしては聞かれないものがありました十年の歳月を経た今日迄どんなに苦しみどんなに斗つて来たかゞまざ〳〵と聞かされ殊に原爆乙女には泣かされてしまいました。青春の夢も豊みも総てを諦め毎日死の恐怖におのゝき、此の暗い運命をそしてこの苦しみを世界の誰にも味わせたくない慰霊碑の香煙そして万を越える市民の原爆許すまじの歌は十年前に悲惨の裡に別れた肉親への思慕と原爆に対する憤りがスローガン的なにらず静かな中に自然に強さが含んでいるのでした

そしてこの憤りは広島だけでなく町や部落のすみずみ迄拡げる必要を集つた人々の胸裡に強く刻みつけられたのでありました。

涙ながらに苦しみを訴える被爆者絶える事の知らぬ広い会場を満し、そして〃こんな事が許されて良いもそして何ものにも屈せぬ力のであろうかゞと原爆に対する憎しみ反対を願う決意を胸底深く感じるのでした然しこの憤りも広島市民の憤りとは格段の差であつた

薪炭林の改善について

第二四森林区
林業経営指導員　阿部辰蔵

本村に於ける薪炭の生産量は昭和二十九年度に於て木炭約七万俵、薪約三万六千石であつて、この原木は約七万石であります。以上の資材を将来保続的に供給することは、林力衰退の途上にある当村の民有林としては頗る困難なる状態にあるから之が対策を講ずることは焦眉の急務である、この対策については種々の方途があるが第一雑木林の改良造成を図ることが何よりも必要であるから以下その要点についてのべたい。

一、台木に於ける萠芽の発生位置とその成長

萠芽は伐根の種々なる位置に生ずるものであるが此の中根株が他に接触し根を分岐する処、或は根の形をなせる所から生ずるものは最も生育が旺盛であつて而も萠芽後直ちに萠芽の下部から自己の根を地中に下して独立の根系を造り実生樹と違わない樹形をとり旺盛な萠芽力を維持するものである、伐根に於ける萠芽発生部が地表より高くなるに従つて其の萠芽の生長は不良となり其の台木の萠芽力は大要左の通りである。

一株当り一本立区一〇〇%
一株当り三本立区　七五%
一株当り無手入区　五五%

この表によつて見た場合、無手入区に対して手入した一本立区の成長量は一、八倍の収穫を挙げている。

二、伐採の季節

伐採の季節がその後の萠芽の生長に及ぼす影響は極めて顕著である、不適当なる伐採を重ねるに従つて衰えの四、薪炭林の伐期

薪炭林としての伐期は退される斗りでなく其の台木迄も枯渇させるから不適当な時期即ち樹木の生長季節である五月から九月迄の間に於ける伐採は出来るだけ避けることが大切である

三、薪炭林の手入

薪炭林は伐採後萠芽が叢生するので、収積を増進するためには其の萠芽の本数を整理し、各個樹が無駄なく最も旺盛に生育し得るように調整しなければならない手入の時期は萠芽後五年前後が適当である。次に、この手入試験の結果を見ると一株当り一本立区一〇〇%量は〇、〇〇八三石である即ち二十年を限界とし、其の前後五ケ年間の平均生長量を比較すると、後者は前者の三倍余に達し、年々非常な速度を以つて生長が増進していることが知られる薪炭林の経営方法については後日にのべることにする

二十年乃至二十五年が炭材として考えた場合も萠芽の生長状態から見た場合に於ても適当と認められる。然し乍ら多くの場合其の林分の伐積成長が最大に達する以前に於て伐採され勝ちで僅か一、二年という伐期の差で収穫量に大差を来たす場合がある。例をこゝに就いて見ると、普通伐採される年令二十年後に於ける生長の状況は、年令十五年から二十年迄の間の平均一ケ年の生長量は〇、〇〇二五石であるが二十年から二十五年迄の平均一ケ年生長量は〇、〇〇八三石である即ち二十年を限界とし、其の前後五ケ年間の平均生長量を比較すると、後者は前者の三倍余に達し、年々非常な速度を以つて生長が増進していることが知られる薪炭林の経営方法については後日にのべることにする

高橋キン（九六）
宿字家ノ下
（特別表彰者）
佐藤ハツ（八二）
老方字老方一五

例年により敬老会を計画ごと実施日程は老方分館、宿分館は本月二十二、三日致し実施については蔵小学校建築や、法内小学校焼失他分館は現在未定。

当村では数年七〇才以上を対象とし実施せられますが該当者の内、杉森、高橋キン、万延元年生で、数年九六才、当村内一の最年長者と、老方、佐藤ハツ、明治七年生、八二才の両者に当村より特別記念品が贈呈せられる事になりました。

尚県より八〇才以上の（としより者）が表彰せられ記念品を贈呈せられます。

当年該当者左の通り

部落	男	女	計
蔵	九	一九	二八
老方	一九	二三	四二
法内	六	一五	二一
宿	一〇	一七	二七
計	四四	七四	一一八
旧玉米二九	四七		七六
総計			一九四